

自己資本の構成に関する開示事項(平成29年12月末単体自己資本比率)

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当四半期末 (平成29年 12月末)	経過措置に よる不算入額	前四半期末 (平成29年 9月末)	経過措置に よる不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	387,516		379,267	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		218,653	
2	うち、利益剰余金の額	169,909		161,658	
1c	うち、自己株式の額(△)	1,046		1,044	
26	うち、社外流出予定額(△)	-		-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-		-	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	572,828	5,504	569,894	4,770
	うち、危機対応準備金の額	150,000		150,000	
	うち、特別準備金の額	400,811		400,811	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	960,344		949,161	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6,304	1,576	6,021	1,505
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	6,304	1,576	6,021	1,505
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	22	5	26	6
12	適格引当金不足額	-	-	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	11,640	2,910	11,558	2,889
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-		-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	17,967		17,606	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	942,376		931,555	

その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		-
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-
33+35		適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
		経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-
36		その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	-		-
その他Tier1資本に係る調整項目					
37		自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-
39		少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-
40		その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-
		経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-
42		Tier2資本不足額	-		-
43		その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-		-
その他Tier1資本					
44		その他Tier1資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	-		-
Tier1資本					
45		Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	942,376	931,555	
Tier2資本に係る基礎項目					
46		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
		Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
		Tier2資本調達手段に係る負債の額	10,000	10,000	
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	-	-
47+49		適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000	15,000	
50		一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	52,580	52,030	
50a		うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	52,580	52,030	
50b		うち、適格引当金Tier2算入額	-	-	-
		経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	3,559	3,084	
		うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	3,559	3,084	
51		Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	81,139	80,114	
Tier2資本に係る調整項目					
52		自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-
53		意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-
54		少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-
55		その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-
		経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-	-	-
57		Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	-	-	-
Tier2資本					
58		Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	81,139	80,114	
総自己資本					
59		総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	1,023,516	1,011,669	

リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	4,486		4,395	
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の無形固定資産の額	1,576		1,505	
	うち、前払年金費用の額	2,910		2,889	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	7,519,058		7,492,347	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))	12.53%		12.43%	
62	Tier1比率 ((ト) / (ヲ))	12.53%		12.43%	
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.61%		13.50%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	11,864		10,492	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	-		-	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	43,446		46,733	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	52,580		52,030	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	90,787		90,453	
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		-	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	15,000		15,000	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	14,238		14,490	